

高齢者見守り通報制度への御協力をお願いについて

交通事故に遭遇する危険性の高い高齢者を見かけた際には、**積極的な110番通報**をお願いします。

お年寄り
などが・・・



歩行者

- 道路の真ん中を歩いていたたり、道路上に座っている。
- 交通頻繁な道路で、突然、道路を横断するなど、交通事故に遭いそうである。

自転車

- ふらつきながら自転車に乗っている。
- 自動車専用道路を自転車で走っている。

自動車

- 蛇行運転や逆走運転をしている。
- 信号無視などの交通違反を繰り返している。

※ 上記はあくまでも例示ですので、交通事故に遭遇しそうな方を見かけたら、迷わず110番通報をお願いします。

岩手県警察

高齢者見守り通報制度とは

急に道路を横断したり、時間的、場所的に不自然な状況で歩いているなど、**交通事故に遭遇する危険性の高い高齢者を見かけた際に、110番等により積極的に警察へ通報してもらうこと**によって、高齢者の交通事故防止を図る制度です。

110番通報要領

- ① 「110番」に電話してください。
 - ② 「**高齢者見守り通報**」であることをお話しください。
 - ③ 警察官が電話に出た後、通報に必要なことを質問しますので、答えてください。
高齢者の状況、高齢者の服装・特徴、高齢者が運転する車のナンバーなどについて確認させていただきます。
- ※1 交通事故に遭遇しそうな方を見かけたら、迷わず110番通報をお願いします。
緊急性のない相談等は「#9110」や警察署へおかけください。
- ※2 状況によっては、警察官到着までの見守りや、救急要請をお願いする場合があります。

110番映像通報システム

110番通報した方にスマートフォンで撮影した事件・事故や災害現場などの映像及び画像を送信いただく、「110番映像通報システム」への協力をお願いします。
※システム利用時の通信料は通報者に負担をお願いしております。